

香南市入所児童の選考基準

「保育の実施基準」(表1)で算出した基準指数と「調整指数」(表2)で算出した調整指数を合計し、当該世帯の指数とする。

1. 基準指数(表1)

(1)父母それぞれの指数の合算を世帯の基準指数とする。

(2)ひとり親世帯等で保護者の一方が不存在の場合は、10点を合算して世帯の基準指数とする。

(3)複数の類型に該当する場合は、いずれか高い指数に該当する項目を適用する。

区分	類型	保護者の状況等		基準指数	
		細目			
1	居宅外労働 (農業等を含む)	月170時間以上		10	
		月140時間以上170時間未満		9	
		月120時間以上140時間未満		8	
		月100時間以上120時間未満		7	
		月80時間以上100時間未満		6	
		月48時間以上80時間未満		5	
2	居宅内労働	月170時間以上		10	
		月140時間以上170時間未満		9	
		月120時間以上140時間未満		8	
		月100時間以上120時間未満		7	
		月80時間以上100時間未満		6	
		月48時間以上80時間未満		5	
3	出産	出産準備及び出産後の休養が必要な場合(各2か月)		8	
		出産準備及び出産後の休養が必要な場合(各3か月～6か月) ※年度当初の転園を希望する場合に限る		3	
4	疾病等	疾病	入院 長期(1ヵ月以上)に入院する場合 ※入院予定を含む	10	
			在宅	常時病臥や精神性疾患、感染症又は難病に罹患している場合	10
				一般療養 保育が困難と認める場合	8
		障害	保育がやや困難と認める場合	7	
			身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは療育手帳Aを有する場合又は介護認定が要介護3～5のいずれかに該当する場合	10	
			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級若しくは療育手帳B1を有する場合又は介護認定が要介護1～2のいずれかに該当する場合	8	
身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは療育手帳B2を有する場合を有する場合又は介護認定が要支援のいずれかに該当する場合	6				
5	看護・介護	要介護者、重度心身障害者(児)等の常時介護や又は入院、通院、通所の付き添いのため保育が常時困難と認める場合		10	
		病人や障害者(児)等の介護や入院、通院、通所のため、保育が困難と認める場合		8	
		上記以外の介護又は看護で保育が困難と認める場合		6	
6	災害	火災・震災・風水害等の災害復旧のため保育が困難な場合		10	
7	求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	生計中心者(世帯主)	6	
			その他	3	
8	就学 (職業訓練を含む。)	月170時間以上		9	
		月140時間以上170時間未満		8	
		月120時間以上140時間未満		7	
		月100時間以上120時間未満		6	
		月80時間以上100時間未満		5	
		月48時間以上80時間未満		4	
9	社会的養護	要保護児童対策地域協議会の対象児童であり、児童虐待やDVのおそれがあり保育が困難と認める場合		15	
10	その他	上記以外で、明らかに保育が困難と認める場合		15	
11	育児休業	年度当初の転園を希望する場合に限る		3	

2. 調整指数(表2)

類型等	調整細目		調整指数	
世帯の状況 A	1	ひとり親世帯(死亡、離婚、未婚等)	2	
	2	ひとり親世帯に準ずる世帯(行方不明、拘禁中、離婚調停中等)	1	
	3	生活保護世帯(就労により自立が見込まれる場合)	1	
	4	両親がおらず、祖父母のみの世帯	1	
	5	保育が可能な同居の親族等がいる場合	-1	
	6	養育している18歳未満の子どもが3人以上いる世帯	1	
	7	申込んだ児童以外の世帯員が心身に障害を有する世帯	1	
	8	申込み世帯に保育料の滞納がある場合(納付相談がない、納付誓約を履行しない)	-10	
児童の状況 B	1	保育を希望する児童本人に障がいがある場合	+2	
	2	きょうだいが入所している保育又は教育施設の利用を希望する場合	+2	
	3	きょうだいと同時に申込をした場合(同一の選考)	+1	
	4	きょうだいが入所している場合(2を除く)	+1	
	5	同時に入所を申し込んだきょうだいに障害がある場合	+1	
	6	現在認可外保育施設に児童を預けている場合	+1	
	7	施設の入所年齢の上限に達した、または施設が廃止されるため転園する必要がある場合	+3	
	8	施設の入所年齢の上限に達し、連携施設への転園を希望する場合	+1	
	9	希望施設への入所保留期間が12ヶ月を超える場合	+1	
保護者の状況 C	1	産前産後休暇及び育児休業明けで復職予定の場合	+1	
	2	保護者が教育・保育施設に勤務するための資格を有し、教育・保育施設に就労している場合	月労働時間数155時間以上	+4
	3		月労働時間100時間以上155時間未満	+3
	4		月労働時間100時間未満	+2

備考

「実施基準指数」(表1)および「調整指数」(表2)の合計が同点の場合は、次の順位で優先する。

- ① 基準指数が高い世帯
- ② 保育料を滞納していない世帯(卒園児分を含む)
- ③ 入所保留期間が長い世帯
- ④ 兄弟姉妹が在園中の施設へ入所を希望する世帯
- ⑤ 兄弟姉妹2人以上で同時に入所を希望する世帯
- ⑥ 保育料の算定に係る年度分の市町村民税所得割額の少ない世帯